

監査告示第9号

令和2年4月27日

鹿児島市監査委員	内山	薫
同	小迫	義仁
同	仮屋	秀一
同	菌田	裕之

令和元年度定期監査（第1回財務等監査）の結果に関する措置について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき下記のとおり実施した定期監査の結果について、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

記

1 監査対象局部課

健康福祉局 すこやか長寿部 長寿あんしん課

2 監査の期間

令和元年8月2日から同年10月3日まで

3 監査対象年度

令和元年度事務（令和元年6月30日現在）

補助金の交付事務及び委託等の契約事務については、平成30年度事務を含む。



長あ第709号
令和2年3月26日

鹿児島市監査委員 殿

鹿児島市長 森 博 幸
(長寿あんしん課取扱い)



令和元年度定期監査（第1回財務等監査）の結果に関する措置について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第12項に基づき、下記のとおり通知します。

記

指 摘 事 項 等	担当局部課	措 置
(意見) 訪問型住民主体サービス事業については、買い物代行など現金を取り扱うサービスにおいて、利用者と実施団体との間でトラブルが生じることのないよう留意されたい。	健康福祉局 すこやか長寿部 長寿あんしん課	従事者研修会や生活支援コーディネーターによる相談対応等の中で一層の注意を促すこととしました。 また、実施団体に配布する手引書を令和2年2月に改定し、注意を促す記載と取組例を盛り込みました。